

(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等物品販売所設営・管理運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

大河ドラマ「光る君へ」の放送に合わせて設置する大河ドラマ館等に隣接して、来訪者が快適にお土産品などを購入することができる物品販売所を設置することにより、越前市及び福井県ならではの物産品などをPRするとともに観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等物品販売所設営・管理運営業務
- (2) 業務内容 別紙「(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等物品販売所設営・管理運営業務委託仕様書」(以下、仕様書)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から令和7年3月末日迄(予定)

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (4) 国税及び越前市市税に滞納がない者

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年6月22日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(必ず電話で受信確認を行うこと)で提出すること。

注 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。

- (3) 回答日 令和5年6月26日(月)
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類と提出部数(原本1部及びPDFデータ)

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要（様式第 2 号）
- ウ 業務実績調書（様式第 3 号） 実績の見本を添付すること
- エ 業務の実施体制（様式第 4 号）
- オ 商業登記簿謄本（写し）及び財務諸表（直前決算 3 期分）
- カ 国税（法人税及び消費税）及び越前市市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前 1 か月以内に発行されたもの）※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ）

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和 5 年 6 月 3 0 日（金）午後 5 時まで（必着）
- イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課
- ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書（様式第 5 号） 原本 1 部、PDF データ
- イ 企画提案資料（任意様式）A 4 サイズ 原本 1 部、PDF データ
 - ・仕様書の業務内容及び評価基準をふまえて作成すること。
 - ・物販に関する納入金については、売上の 3 %以上を提案すること。
 - ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。
- ウ 再委託調書（様式第 7 号）※再委託する場合のみ 原本 1 部、PDF データ
- エ その他
 - ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和 5 年 7 月 1 0 日（月）午後 5 時まで（必着）
- イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課
- ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 出席者は主たる担当者を含め 3 名以内とする。
- (2) 原則として各者 2 0 分のプレゼンテーション及び 2 0 分程度のヒアリング（質疑応答）とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。

- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) 新型コロナウイルスの流行状況や日本政府・福井県及び越前市の新型コロナウイルスへの対応施策によって、プレゼンテーション方法を変更する場合は、速やかに通知する。オンラインでのプレゼンテーション実施などの環境整備等に係る準備や一切の費用は、参加者の負担とする。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合に参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も審査基準の点数が高く優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する

		評価事項	評価項目	評価点
審査共通	第1・2次	会社概要	総社員数	5
		業務実績書	過去5年間で物品販売所又は類似する施設の管理・運営業務実績件数	5
する評価	第2次審査（提案に対する評価）	業務遂行の体制	スタッフ研修を含め安定的に業務を遂行する能力・体制が整っているか。	10
		営業許可等の申請について	営業に伴う諸官庁等への申請・届出や酒類の販売を想定した有資格者の配置を計画しているか。	5

	レイアウト・設営	レイアウトについて	来館者の利便性と物品販売所の売上向上に配慮したレイアウトや内装になっているか。	10	
		安全対策について	運営上の安全管理及び事故防止のための対策が取られているか。	5	
	企画提案 誘客・売上向上の	誘客・売上向上の企画提案について	大河ドラマ館等への誘客や物品販売所の売上向上のための企画提案は、実現可能性が高く効果的か。	15	
		販売商品・サービス	商品について	来館者のニーズに合う、特色ある商品について商品選定の基準など具体的に提案がされているか。	10
	サービスについて		キャッシュレス決済など購入者の利便性を考慮したサービスについて具体的な提案がされているか。	5	
	収支計画・納入金	収支計画について	収支計画は適正か。	10	
		納入金について	収支計画を踏まえ、納入金は3%以上で妥当な提案がされているか。	15	
	その他	その他	本業務の効果を高める追加提案はあるか。	5	
	合計				100

(4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

(5) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が60点以上でなければ、受託候補者にはなれない。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が65点以上

でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 実施日 令和5年7月20日(木)(予定)

(7) プレゼンテーションの順番

企画提案書の受付順で、プレゼンテーションを行う。

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時・会場等について、書面で通知する。

(2) 第2次審査

書面で通知する。

10 契約の締結

受注候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、受注候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

1.1 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

1.2 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 業務の実施体制(様式第4号)に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

- (7) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1.3 日程

公告	令和5年	6月	9日（金）	
現地説明会	令和5年	6月16日（金）		午後1時から午後3時
質問受付締切り	令和5年	6月22日（木）		午後5時
質問回答	令和5年	6月26日（月）		
参加表明書の受付締切り	令和5年	6月30日（金）		午後5時
第1次審査	令和5年	7月3日（月）		（予定）
第1次審査通知日	令和5年	7月6日（木）		（予定）
企画提案書等受付締切り	令和5年	7月10日（月）		午後5時
第2次審査	令和5年	7月20日（木）		（予定）
第2次審査結果通知	令和5年	7月24日（月）		（予定）
契約締結	令和5年	7月下旬		（予定）
業務開始	令和5年	7月下旬		（予定）

1.4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市総合政策部ブランド戦略課内）

担当 波多野、出雲路

TEL 0778-22-3016

電子メール brand@city.echizen.lg.jp